

調査計画

1 調査の名称（□特定一般統計調査 ■その他的一般統計調査）

首都圏の住宅における感震ブレーカーの普及状況等に関する調査

2 調査の目的

首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号。以下「法」という。)に基づく「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月変更閣議決定)の見直しに向け、施策指標の一つである感震ブレーカーの普及状況等の把握及び普及に向けた対策検討の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（□全国 ■その他）

法第3条第1項に基づく「首都直下地震緊急対策区域」を有する1都9県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

(2) 属性的範囲（□個人 ■世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約30,000世帯

母集団の大きさ： 地震時等に著しく危険な密集市街地^{※1} (以下、「危険密集地域」という。)
…約35万世帯
危険密集地域以外の地域…約1,070万世帯

※1 密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、あるいは道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な密集市街地。

(令和3年3月時点) 埼玉県：川口市 2地区
千葉県：浦安市 1地区
東京都：台東区・墨田区・品川区・大田区・北区 計17地区
神奈川県：横浜市29地区
合計 49地区・664ha (首都圏のみ)

(2) 報告者の選定方法（□全数 ■無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出）

・危険密集地域：層化無作為抽出法

危険密集地域(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の49地区)について、地区を層として報告者を配分し、住民基本台帳に基づき、戸建住宅に居住する世帯(住居表示に枝番のない世帯)を等間隔抽出法により抽出する。

・危険密集地域以外の地域：層化二段無作為抽出法

1都9県を地域別(東京都を特別区と多摩地域に分けた^(注) 11地域)・都市規模別(5区分)に層化し、各層から調査地点を抽出する。調査地点における報告者の抽出は、住民基本台帳に基づき、戸

建住宅に居住する世帯（住居表示に枝番のない世帯）を等間隔抽出法により抽出する。

（注）東京都島嶼部を除く。

（選定方法の詳細については、別添1を参照）

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項

世帯人数、世帯主の年齢帯、世帯主の性別

I. 住居形態等に関する事項

住宅の建て方

建物の構造

所有形態

居住期間（入居時期）

住宅の完成時期

II. 大規模地震に伴って発生する電気火災に関する事項

電気火災の認知度 *

電気火災の認知のきっかけ *

III. 感震ブレーカーの普及状況等の実態把握に関する事項

感震ブレーカーの認知度 *

今の住宅の分電盤の感震機能の有無

感震ブレーカーの設置状況

設置している感震ブレーカーの種類

コンセントタイプの設置箇所数

コンセントタイプの利用状況

感震ブレーカーの設置時期

感震ブレーカーを設置したタイミング

感震ブレーカーを設置したきっかけ

停電時の備え

防災意識の変化 *

感震ブレーカーの設置の意向 *

感震ブレーカーの設置に至っていない理由 *

感震ブレーカーの設置の意向がない理由 *

IV. 防災対策・行動に関する事項

感震ブレーカーの設置以外に実施している防災対策

大規模地震の揺れが収まった後にとるであろう行動 *

（「*」を付した事項については、意識等に関する事項を指す。）

〔集計しない事項の有無〕 無■ 有□

（2）基準となる期日又は期間

令和6年5月1日現在

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査系統

内閣府—民間事業者—報告者

(2) 調査方法

- 郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）
調査員調査 その他（　　）

[調査方法の概要]

- ・内閣府から調査業務を委託された民間事業者が、報告者となる各世帯に調査票を郵送配布する。
- ・報告者は、郵送された調査票に記入し、民間事業者に郵送提出するほか、調査票に記載のオンライン調査回答用のID・パスワードを用いて、政府統計共同利用システムから回答することもできる。
- ・民間事業者は、調査票の取集に併せて、督促も行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- 1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（　　）
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： - 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和6年5月～6月

8 集計事項

別添2「首都圏の住宅における感震ブレーカーの普及状況等に関する調査」集計事項一覧を参照

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）
- (2) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）
- (3) 公表の期日
令和7年5月末まで

10 使用する統計基準等

- 使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（　　）
使用しない

本調査は、一般世帯に対象を限定した調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- (1) 調査票情報の保存期間
- ・記入済み調査票：1年
 - ・調査票の内容を記録した電磁的記録：永年

(2) 保存責任者

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）

「首都圏の住宅における感震ブレーカーの普及状況等に関する調査」

標本設計について

1. 調査対象について

- 現行の「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成 27 年 3 月閣議決定）（以下、「基本計画」という。）においては、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条に基づく「首都直下地震緊急対策区域」（以下、「緊急対策区域」という。）において、電気に起因する出火の防止を図るため、感震ブレーカーの普及を加速させるとし、このうち、延焼のおそれのある密集市街地については、普及率 25% の施策指標を設定して集中的な取組を行うとしている。

（注）施策実施上は、住生活基本計画（全国計画）（平成 23 年 3 月 15 日閣議決定）による地域である「地震時等に著しく危険な密集市街地」（以下、「危険密集地域」という。）にて運用。本調査においても、「延焼のおそれのある密集市街地」を「危険密集地域」として取り扱う。

- このため、施策対象となる緊急対策区域を含む 1 都 9 県^(注)を調査対象とし、また、危険密集地域における普及率は、基本計画の施策指標とされていることから、危険密集地域、及び危険密集地域以外の地域の別に集計できるよう母集団を分ける。

なお、調査対象世帯は、危険密集地域、及び危険密集地域以外の地域とともに、戸建住宅の居住世帯（住民基本台帳において枝番のない世帯）とする。

（注）1 都 9 県：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

2. 標本設計について

○ 標本誤差

- ・ 危険密集地域は範囲が限定的であるとともに、都県域にかかわらず市街地の様態が類似しているのに対し、危険密集地域以外の地域については、地域によって市街地の特性が異なるなど地域の実情を勘案する必要があることから、標本誤差については、都県単位に精度を確保することとしている^(注)。
- ・ 標本誤差については、類似分野の一般統計である「令和元年空き家所有者実態調査」（国土交通省）を参照し、危険密集地域、及び危険密集地域以外の地域における都県単位について、概ね 2 % で設定した。

（注）緊急対策区域を有する都県では、基本計画に基づき、当該緊急対策区域において実施すべき緊急対策に関する計画（地方緊急対策実施計画）を策定しており（一部の都県は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画と兼ねている）、出火防止対策として感震ブレーカー等の設置を位置づけている。

○ 構成比（母比率）

- ・ 危険密集地域については、普及率 25% の施策指標を基本計画に設定して対策を推進していることを考慮し、20%とした。

- ・ 危険密集地域以外の地域については、東京都における普及率^(注)を参照し、10%とした。

(注) 東京都における感震ブレーカーの設置率 8.3% (「セーフシティ東京防災プラン進捗レポート 2021」(東京都))

○報告者数

- ・ 危険密集地域以外の地域については、都県別の世帯数割合で報告者数の割り付けを行うものとし、構成比を 10%、回収率を 50%と見込んだ場合の各都県の標本誤差が概ね 2 %程度 (最も低い山梨県でも 5 %以内) に収まるように設計すると、報告者数は 26,700 となる。
- ・ 危険密集地域については、構成比を 20%とした場合の全体の標本誤差が 2 %程度となるように設計すると、報告者数は 3,000 となる。
- ・ 回収率については、参考となる先行事例^(注1)を参照し、50%で設定
- ・ 必要回収数Nは、信頼水準 95%、母集団における感震ブレーカーの普及率を P として以下計算式で算出^(注2)

$$N = 1.96^2 \times P (1 - P) \div \text{標本誤差}^2$$

(注1) 「平成 30 年 住生活総合調査」(国土交通省・一般統計) 回収率 52.7%

「令和 4 年度 消防に関する世論調査」(東京消防庁) 回収率 56.0%

(注2) 後記 3 (2) のとおり、危険密集地域以外の地域については、層化二段無作為抽出法により抽出を行うが、無作為抽出を前提とした標本誤差の計算を便宜的に代用して報告者数を求めている。

表 必要回収数及び報告者数

	都県	母集団	必要回収数	標本数 (回収率 50%)	標本誤差
危険密集地域 *構成比 20%		352,757	1,500	約 3,000	2.0%
危険密集地域 以外 *構成比 10%	茨城県	828,029	1,050	約 2,100	1.8%
	栃木県	558,855	700	約 1,400	2.2%
	群馬県	580,034	700	約 1,400	2.2%
	埼玉県	1,730,765	2,150	約 4,300	1.3%
	千葉県	1,437,334	1,800	約 3,600	1.4%
	東京都 (特別区)	1,227,436	1,550	約 3,100	1.5%
	東京都 (多摩地域)	817,269	1,000	約 2,000	1.9%
	神奈川県	1,747,487	2,150	約 4,300	1.3%
	山梨県	241,364	300	約 600	3.4%
	長野県	601,245	750	約 1,500	2.1%
	静岡県	964,233	1,200	約 2,400	1.7%
合計		10,734,051	13,350	約 26,700	0.5%

3. 標本抽出について

(1) 危険密集地域について

母 集 団：1都3県の「危険密集地域」のうち、戸建住宅に居住する世帯である約35万世帯

報 告 者 数：約3,000世帯

抽 出 方 法：層化無作為抽出法

[抽出]

危険密集地域として位置づけられている49地区^(注)について、各地区の令和2年国勢調査による戸建住宅に居住する世帯数に比例して報告者数を配分する。

各地区における対象世帯の抽出は、各地区の範囲内（町・丁目・番地等を指定）で報告者となる世帯が抽出できるように、抽出間隔（各地区における国勢調査の世帯数÷各地区的抽出報告者数）を算出し、住民基本台帳より等間隔抽出法によって抽出する。

（注）地震時等に著しく危険な密集市街地（令和3年3月時点（国土交通省））

埼玉県：川口市2地区

千葉県：浦安市1地区

東京都：台東区・墨田区・品川区・大田区・北区 計17地区

神奈川県：横浜市29地区

合計 49地区・664ha

(2) 危険密集地域以外の地域について

母 集 団：1都9県の「危険密集地域以外の地域」のうち、戸建住宅に居住する世帯である約1,070万世帯

報 告 者 数：約26,700世帯

抽 出 方 法：層化2段無作為抽出法

ここでの「層化」は、地域と都市規模により母集団を層に分けることをいう。また、「2段抽出」とは、第一抽出単位として調査地点、第二抽出単位として調査世帯を抽出することから、2段抽出という。

[層化]

1都9県を地域^(注1)と都市規模^(注2)により55層（11地域×5都市規模区分）に層化する。

（注1）1都9県のうち東京都を特別区と多摩地域に分けた11地域

（注2）都市規模は、大都市（東京都区部及び政令指定都市）、人口20万人以上の都市、10万人以上の都市、10万人未満の都市、町村で分類

（注3）都市規模における市町村の別は、令和5年4月1日現在市制施行による。

[報告者数の配分及び調査地点数]

地域・都市規模別各層における令和2年国勢調査による戸建住宅に居住する世帯数により1,068地点を比例配分し、各調査地点の報告者数を25と設定。

[抽出]

第1次抽出単位となる調査地点として、令和2年国勢調査時に設定された調査区を使用

し、等間隔抽出法によって抽出^(注)する。

調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、抽出間隔（層における国勢調査の調査区数÷層に配分された調査地点数）を算出し、等間隔抽出法によって抽出する。

調査地点における対象世帯の抽出は、調査地点の範囲内（町・丁目・番地等を指定）で報告者となる世帯が抽出できるように、抽出間隔（調査地点における国勢調査の世帯数÷調査地点の抽出報告者数）を算出し、住民基本台帳より等間隔抽出法によって抽出する。

(注) 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、使用可能な最新の国勢調査時の、市区町村コードを使用

4. 標本交換等を行う場合の方法

○標本の交替方法

- ・ 住所変更等の理由により郵送した調査票が届かなかった場合には、追加補充名簿から代替標本を選定

5. 母集団推計を行う場合の推計方法

- ・ 行わない。

「首都圏の住宅における感震ブレーカーの普及状況等に関する調査」集計事項一覧

No.	該当する設問番号	集計項目内容
1	-	世帯人数
2	-	世帯主の年齢帯
3	-	世帯主の性別
4	問1	住宅の建て方
5	問2	住宅の構造
6	問3	住宅の所有形態
7	問4	住宅の居住期間(入居時期)
8	問5	住宅の完成時期
9	問6	世帯人数・年齢帯・性別別・電気火災の認知度
10	問6×問1・2・3	建て方・構造・所有形態別・電気火災の認知度
11	問6×問1・5	建て方・完成時期別・電気火災の認知度
12	問6-1	世帯人数・年齢帯・性別別・電気火災の認知のきっかけ
13	問6-1×問1・2・3	建て方・構造・所有形態別・電気火災の認知のきっかけ
14	問6-1×問1・5	建て方・完成時期別・電気火災の認知のきっかけ
15	問7	世帯人数・年齢帯・性別別・感震ブレーカーの認知度
16	問7×問1・2・3	建て方・構造・所有形態別・感震ブレーカーの認知度
17	問7×問1・5	建て方・完成時期別・感震ブレーカーの認知度
18	問7×問6	電気火災の認知度別・感震ブレーカーの認知度
19	問8	世帯人数・年齢帯・性別別・今の住宅の分電盤の感震機能の有無
20	問8×問1・2・3	建て方・構造・所有形態別・今の住宅の分電盤の感震機能の有無
21	問8×問1・5	建て方・完成時期別・今の住宅の分電盤の感震機能の有無

No.	該当する設問番号	集計項目内容
分析する事項	22 問9	世帯人数・年齢帯・性別別・感震ブレーカーの設置状況
	23 問9×問1・2・3	建て方・構造・所有形態別・感震ブレーカーの設置状況
	24 問9×問1・4	建て方・居住期間(入居時期)別・感震ブレーカーの設置状況
	25 問9×問1・5	建て方・完成時期別・感震ブレーカーの設置状況
	26 問9×問6	電気火災の認知度別・感震ブレーカーの設置状況
	27 問10	世帯人数・年齢帯・性別別・設置している感震ブレーカーの種類
	28 問10×問1・2・3	建て方・構造・所有形態別・設置している感震ブレーカーの種類
	29 問10×問1・4	建て方・居住期間(入居時期)別・設置している感震ブレーカーの種類
	30 問10×問1・5	建て方・完成時期別・設置している感震ブレーカーの種類
	31 問10×問6	電気火災の認知度別・設置している感震ブレーカーの種類
	32 問10-1×問1・2	建て方・構造別・コンセントタイプの設置箇所数
	33 問10-2×問1・2・10-1	建て方・構造・設置箇数所別・コンセントタイプの利用状況
	34 問11	世帯人数・年齢帯・性別別・感震ブレーカーの設置時期
	35 問11×問1・2・3	建て方・構造・所有形態別・感震ブレーカーの設置時期
	36 問11×問1・4	建て方・居住期間(入居時期)別・感震ブレーカーの設置時期
	37 問11×問1・10	建て方・設置している感震ブレーカーの種類別・感震ブレーカーの設置時期
	38 問12	世帯人数・年齢帯・性別別・感震ブレーカーを設置したタイミング
	39 問12×問1・2・3	建て方・構造・所有形態別・感震ブレーカーを設置したタイミング
	40 問12×問1・4	建て方別・居住期間(入居時期)別・感震ブレーカーを設置したタイミング
	41 問12×問10	設置している感震ブレーカーの種類別・感震ブレーカーを設置したタイミング
	42 問13	世帯人数・年齢帯・性別別・感震ブレーカーを設置したきっかけ
	43 問13×問1・2・3	建て方・構造・所有形態別・感震ブレーカーを設置したきっかけ
	44 問13×問1・4	建て方・居住期間(入居時期)別・感震ブレーカーを設置したきっかけ
	45 問13×問10	設置している感震ブレーカーの種類別・感震ブレーカーを設置したきっかけ

No.	該当する設問番号	集計項目内容
46	問14×問10	設置している感震ブレーカーの種類別・停電時の備え
47	問15	世帯人数・年齢帯・性別別・防災意識の変化
48	問15×問1・2・3	建て方・構造・所有形態別・防災意識の変化
49	問15×問10	設置している感震ブレーカーの種類別・防災意識の変化
50	問15×問13	感震ブレーカーを設置したきっかけ別・防災意識の変化
51	問16	感震ブレーカーの設置の意向・希望の有無
52	問16-1	感震ブレーカーの設置に至っていない理由
53	問16-2	感震ブレーカーの設置意向のない理由
54	問17	世帯人数・年齢帯・性別別・感震ブレーカーの設置以外に実施している防災対策
55	問17×問1・2・3	建て方・構造・所有形態別・感震ブレーカーの設置以外に実施している防災対策
56	問17×問6	電気火災の認知度別・感震ブレーカーの設置以外に実施している防災対策
57	問17×問9	感震ブレーカーの設置状況別・感震ブレーカーの設置以外に実施している防災対策
58	問17×問10	設置している感震ブレーカーの種類別・感震ブレーカーの設置以外に実施している防災対策
59	問18	世帯人数・年齢帯・性別別・大規模地震の揺れが収まった後による行動
60	問18×問1・2・3	建て方・構造・所有形態別・大規模地震の揺れが収まった後による行動
61	問18×問6	電気火災の認知度別・大規模地震の揺れが収まった後による行動
62	問18×問9	感震ブレーカーの設置状況別・大規模地震の揺れが収まった後にによる行動
63	問18×問10	設置している感震ブレーカーの種類別・大規模地震の揺れが収まった後にによる行動